本庄市と埼玉北部ヤクルト販売株式会社との包括連携に関する協定書

本庄市（以下「甲」という。）と埼玉北部ヤクルト販売株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、健康で安心して暮らせる社会の実現と市民サービスの向上に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲及び乙が相互に密接に連携することにより、それぞれの資源を有効に活用した協働による活動を推進し、健康で安心して暮らせる社会の実現及び市民サービスの向上を目的とする。

（連携事項）

第２条　甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携及び協力をする。

(1) 市民の健康増進に関すること
(2) 高齢者、障害者及び子どもの地域見守り支援等に関すること
(3) スポーツ振興及び文化振興に関すること
(4) 防犯、防災等に関すること
(5) 市政のＰＲに関すること
(6) その他、甲及び乙が協議し必要と認めること

２　甲及び乙は、前項各号に掲げる事項の具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。

３　甲及び乙は、第１項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、協議を行うものとする。

（協定内容の変更）

第３条　甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更又は解除を行うことができるものとする。

（守秘義務）

第４条　甲及び乙は、第２条に定める連携事項の検討・実施により知り得た情報を、相手方の承諾なしに、第三者に開示又は提供等してはならず、かつ、本協定の目的外に使用してはならない。

２　甲及び乙は、本協定を廃止した後も、前項に定める守秘義務の責務を負うものとする。

（有効期間）

第５条　本協定の有効期間は、協定締結の日から令和９年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了の１か月前までに、甲及び乙のいずれからも申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から１年間、本協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

（協議）

第６条　本協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙署名捺印の上、各自１通を保有するものとする。

令和８年１０月２３日

甲　埼玉県本庄市本庄３丁目５番３号

本庄市

本庄市長

乙　埼玉県本庄市東台４丁目８番４号

埼玉北部ヤクルト販売株式会社

代表取締役社長